

第103号議案

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよ
うに定める。

平成21年11月30日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

新たに自転車駐車場を加え、使用料を定めるとともに、自転車駐車場の施設変更に伴う業務時間、休業日及び使用料を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例(昭和63年芦屋市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「JR芦屋駅北自転車駐車場」の次に「及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場」を加え、「及びJR芦屋駅南自転車駐車場3」を「, JR芦屋駅南自転車駐車場3及びJR芦屋駅南自転車駐車場4」に改め,同条第2項中「及びJR芦屋駅北自転車駐車場」を「, JR芦屋駅北自転車駐車場及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場」に改める。

別表第1位置の欄中「番地」を「番」に,「49番地先」を「49番2先」に,「93番地の1」を「93番1」に,「1番地の2」を「1番2」に改め,同表に次のように加える。

JR芦屋駅南自転車駐車場4	芦屋市業平町972番5, 972番6, 972番9, 972番13, 972番14, 973番3
---------------	--

別表第2 4 阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場, 阪急芦屋川駅南松ノ内自転車駐車場, JR芦屋駅南自転車駐車場1及びJR芦屋駅南自転車駐車場2の使用料の表中「阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場,」を削り,「及びJR芦屋駅南自転車駐車場2」を「, JR芦屋駅南自転車駐車場2及びJR芦屋駅南自転車駐車場4」に改め, 5 阪神芦屋駅西自転車駐車場の使用料の表の次に次のように加える。

6 阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場の使用料

自転車等の種類	使用料(円)			
	定期使用		一時使用	
	1月	3月	1日	回数使用 (11回分)
自転車	2,000	5,500	100	1,000

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第 1 の改正規定 (J R 芦屋駅南自転車駐車場 4 の項を加える部分を除く。)
公布の日

(2) 第 3 条の 2 第 1 項の改正規定 (「 J R 芦屋駅北自転車駐車場 」 の次に 「 及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場 」 を加える部分に限る。)、同条第 2 項の改正規定及び別表第 2 の改正規定 (4 阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場、阪急芦屋川駅南松ノ内自転車駐車場、J R 芦屋駅南自転車駐車場 1 及び J R 芦屋駅南自転車駐車場 2 の使用料の表中 「 及び J R 芦屋駅南自転車駐車場 2 」 を 「 , J R 芦屋駅南自転車駐車場 2 及び J R 芦屋駅南自転車駐車場 4 」 に改める部分を除く。) 公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日

(経過措置)

第 2 条 前条第 2 号に規定する施行の日 (以下 「 施行日 」 という。) 前に施行日以後の期間に係る阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場の定期使用の使用許可を新たに受けようとする者は、この条例による改正後の芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例別表第 2 の規定による使用料を納入しなければならない。

2 阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場に係る次の各号に掲げる期間の 3 月の定期使用の使用料の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 施行日の属する月の前々月の初日から施行日の属する月の末日まで 4 , 6 0
0 円

(2) 施行日の属する月の前月の初日から施行日の属する月の翌月の末日まで 5 ,
0 0 0 円

参 照

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

新たに自転車駐車場を加え，使用料を定めるとともに，自転車駐車場の施設変更に伴う業務時間，休業日及び使用料を改定するため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 自転車駐車場の追加（第3条の2，別表第1及び別表第2関係）

ア 名称及び位置

(ア) 名称 JR 芦屋駅南自転車駐車場 4

(イ) 位置 芦屋市業平町 9 7 2 番 5 ， 9 7 2 番 6 ， 9 7 2 番 9 ， 9 7 2 番 1 3 ，
9 7 2 番 1 4 ， 9 7 3 番 3

イ 業務時間 午前 6 時から午後 1 0 時まで

ウ 休業日 1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 1 2 月 3 1 日

エ 使用料

自転車等の種類	使用料（円）			
	定期使用		一時使用	
	1 月	3 月	1 日	回数使用 （ 1 1 回分 ）
自転車	1,500	4,200	100	1,000
原動機付自転車	2,500	7,200	200	2,000

(2) 阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場の業務時間，休業日及び使用料の変更 (第3条の2及び別表第2関係)

ア 業務時間の変更

業務時間を午前 6 時から午前 0 時まで（現行は，午前 6 時 3 0 分から午後 1 0 時まで）に改める。

イ 休業日の変更

休業日を1月1日（現行は，1月1日から1月3日まで及び12月31日）に改める。

ウ 使用料の変更 （太字は改正案，（ ）内は現行）

自転車等の種類	使用料（円）			
	定期使用		一時使用	
	1月	3月	1日	回数使用 （11回分）
自転車	2,000 (1,500)	5,500 (4,200)	100 (100)	1,000 (1,000)

一時使用の使用料は変更なし

(3) その他字句の整理

3 施行期日等

(1) 施行期日

ア JR芦屋駅南自転車駐車場4の新設 平成22年4月1日

イ 阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場の業務時間，休業日及び使用料の改正 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

ウ 上記以外の改正規定 公布の日

(2) 経過措置

阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場の供用開始月前後の3月定期の使用料の額

前々月	前月	供用開始月	翌月	翌々月
	4,600円			
	5,000円			
		5,500円		